

無人キャッシュレス店舗経営支援事業認定要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、意欲ある県内事業者等が、新型コロナウイルス感染症の影響等により変容した消費者の需要の獲得を図るため、無人キャッシュレス店舗を継続的に経営し、無人化とキャッシュレス化を活かしたサービスの提供や、そこから得られるデータ分析による新たな付加価値、新サービスの創出につながる事業（以下、「推進事業」という。）の認定について、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要領において、「無人キャッシュレス店舗」とは、次の各号の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 店員がいなくとも、原理的に顧客が自ら決済できる決済手段のみを導入している。ただし、決済の補助要員を必要最低限の範囲内で配置することは可能とする。
- (2) 店舗施設内の決済は全てキャッシュレスである。ただし、電子マネー等へのチャージ機を設置する場合において、キャッシュレス・現金の両方でのチャージが可能であること、及び、本来は複数の決済が発生する施設等において、何らかの媒体に決済情報を記録し、それを一括精算する自動精算機を設置する場合等において、キャッシュレス・現金の両方での精算に対応すること、その他、知事が認める場合を含む。

(認 定)

第3条 推進事業について、知事の認定を受けようとする者は、本要領に定める手続きにより認定申請を行わなければならない。

(申 請)

第4条 認定を受けようとする者は、申請期間内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 認定申請書 (様式第1号)
- (2) 事業者概要 (様式第2号)
- (3) 事業計画書 (様式第3号)
- (4) 誓約書 (様式第4号)
- (5) 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- (6) 直近の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
- (7) 会社案内、無人キャッシュレス店舗のイメージ、採用する無人化技術・キャッシュレス技術に関する資料

2 前項第7号に規定する資料の様式は任意とし、日本工業規格のA4版の大きさを15ページ程度（最大でも20ページ以内（表紙を含む））とする。

(申請の募集)

第5条 県は、期間を定め、認定を受けようとする者からの申請を募集する。

(申請対象者)

第6条 認定申請ができる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 別表1に掲げる中小企業者等で、1年以上の事業実績を持つ事業者であること。
- (2) 県内に本店又は主たる事業所を有し、県内で事業を実施すること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

(審査会)

第7条 知事は、審査会を設置し、審査会において申請があった案件について審査を行う。

2 審査会は、付託された申請案件について、次の各号に掲げる事項を審査し、審査結果を知事に報告する。

- (1) 店舗内の無人化・キャッシュレス化の度合い
- (2) 無人化・キャッシュレス化を活かして提供するサービスの先進性
- (3) 特定の個人のみ店舗の利用が限定されない仕組みの実現可能性
- (4) データ分析による付加価値や新サービスの創出（計画含む）等の事業の発展可能性
- (5) 空き店舗の活用等、地域の課題解決への貢献度
- (6) 県内に拠点を有する事業者同士の連携
- (7) 事業の持続可能性
- (8) その他審査会において必要と認めた事項

3 審査の方法は、申請者に自らの申請内容についてプレゼンテーションを求め、プレゼンテーションと申請書の内容を総合して採点する方式を原則とするが、申請数等の状況に応じて、プレゼンテーションを省き、申請書の内容を採点（書面審査）する方式に代えることも可能とする。

(認定の通知)

第8条 知事は、前条の規定による審査結果に基づき認定するものとし、認定をしたときは速やかに申請者にその旨を通知する。

(認定内容の変更)

第9条 認定を受けた者は、第8条の規定による通知を受けた後、申請した内容に変更が生じたとき、または認定事業の目的達成に大きく影響を及ぼすような著しい変更が生じる可能性があるときは、速やかに事業計画変更承認申請書（様式第6号）を、知事に提出しなければならない。

(変更の承認)

第10条 知事は、前条の規定による事業計画変更承認申請書（様式第6号）の提出があった場合において、当該申請書に係る変更の内容が適正であると認めるときは、承認するものとする。

2 知事は前項の規定による承認をするにあたり、必要と認める場合には、審査会の意見を聞くことができる。

(状況報告)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、認定を受けた者に対し、事業計画の進捗状況等について、口頭又は文書により報告を求めることができる。

2 前項の規定による報告を求められた者は、速やかに報告しなければならない。

(認定の取消し)

第12条 知事は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

(1) 第6条の規定による要件を欠くに至ったとき

(2) 虚偽の申請により認定を受けたとき

(3) 事業計画を中止又は廃止したとき

(4) 法人税、県税、消費税及び地方消費税の納税に関して、正式な猶予の手続き等を経ることなく滞納していることが判明したとき

(雑 則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年6月16日から施行する。

別表1 申請対象者（第6条関係）

<p>中小企業者等 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項※に規定する中小企業者、中小企業団体及びそれに準ずるものとして知事が特に支援が必要と認める団体をいう。</p>

<※1> 中小企業者（中小企業支援法第2条第1項第1号および第2号）

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業・建設業・運輸業その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

<※2> 政令で定める業種（中小企業支援法第2条第1項第3号）

	業種	資本金の額 または出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
三	旅館業	5,000万円以下	200人以下

<※3> 中小企業団体（中小企業支援法第2条第1項4号）

事業協同組合、同連合会、商工組合、火災共済協同組合、信用組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合、同連合会、環境衛生同業組合等のほか商工会議所、商工会も含むものとする。